

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立新金岡市民センター使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立市民センター条例第4条第1項	
所 管 課	北区役所 新金岡市民センター	
審 査 基 準	市民センターを使用することができる者は、本市に居住する者であって、次の各号に掲げる施設ごとに該当各号に定めるものとする。 (1) 老人集会所(新金岡和楽荘) 本市に居住する者であって、60歳以上の者その他市長が適当と認める者 (2) 障害者集会所 本市に居住する者であって、心身障害者その他市長が適当と認める者 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。	
標準処理期間	標準処理期間	10日以内